

COVID-19 の流行時に於けるアウトドアイベント開催・運営に際する規則

当規則は、COVID-19（以下、新型コロナウイルス）の流行する期間に於いて、不特定多数の運営者、出店者及び参加者の集まる、野外イベントの開催及び運営について定める。REPROLAND 合同会社（以下、当社）の主催する野外イベントは、この規則を適用し、イベント毎にイベント開催地管理者と共に協議の上、開催手順書を作成する。

尚、当規則は他社、他団体が使用できるものとするが、著作権を放棄するものではない。使用に当たっては口頭や文書等の手段を問わず当社の許諾を必要とする。また、使用者及びその責任者が科学的根拠を十分に理解した上で、当規則を使用すること。

1. イベントの開催可否等

原則として開催可否の判断については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名にて 2020 年 9 月 11 日及び 2021 年 1 月 7 日に公開された事務連絡に記載された指針（以下、新型コロナ対策室指針）に則り判断する。

また、イベント開催期間に、イベント開催施設のある自治体に於いて、イベント開催日当日までに確認できる緊急事態宣言に類する発令のあった場合、必要に応じて新型コロナ対策室指針に従い、イベント規模の縮小、参加人数の調整、若しくは開催の中止を行うことがある。

規模縮小、参加人数調整及び開催中止に関する要請又は命令を受けた場合は、以下各号に従い方針を決定する。

- (1) イベント規模縮小、参加人数調整及び開催中止について、自治体等から任意要請を受けた場合、この要請の受諾についての検討を行う。
- (2) 要請内容が各種科学的根拠に基づいたものであるかどうか、またこの要請を行なった自治体等の期待する結果が得られるかどうかを検討する。
- (3) 要請の受諾又は拒否については、②に定める内容を根拠に決定するものとし、イベント開催による利益損失や、他主催者の開催する類似したイベントに対する規模縮小要請の受諾状況に左右されるものではない。
- (4) イベント規模縮小、参加人数調整及び開催中止について、自治体等から命令を受けた場合、この命令を速やかに受諾する。
- (5) イベント規模縮小、参加人数調整及び開催中止を実施する場合、イベント参加料金や出店料金等の減免や免除等の処置を検討し、必要に応じて実施する。
- (6) 本規則を原則とした減免及び免除の規定は、イベント及びイベント開催施設毎にイベントの開催 45 日前迄に作成し、専用ホームページや SNS、また主催者ホームページや SNS 等、広く出店者及び参加者が閲覧可能な場所に於いて公開しなければならない。

2. 入場方法及び入場制限

- (1) 入場時の検温実施、及び入場許可基準

- ① 入場時に、主催者、イベント開催施設従業員、イベント運営スタッフ、イベント出店者及び参加者の全員の検温を実施する。検温の実施、記録及び入場の判断については原則として入場者と同性のイベント運営スタッフが行うが、入場者の同意があった場合はこの限りではない。
- ② 入場時に主催者又は主催者の指定する者が用意する非接触体温計での検温を実施し、この検温に於いて 37.3℃未満の場合は入場を認める。*1
- ③ ②で定める検温に於いて 37.3℃以上であった場合、同一の温度計にて再検温を実施し、37.3℃未満の場合は入場を認める。*1
- ④ ③に定める検温に於いて再度 37.3℃以上であった場合、主催者又は主催者の指定する者が用意する接触型体温計にて3度目の検温を行い、37.3℃未満であった場合は入場を認める。*2
- ⑤ ④に定める検温に於いても 37.3℃以上であった場合、原則として入場不可とする。ただし、④に定める検温に於いて 37.5℃未満であり、イベント開催日前日から起算して連続する 14 日以上検温実績を提出でき、且つその体温が 37.5℃未満の場合は入場を認める。その他、イベント開催日当日付の医師の診断書による新型コロナウイルスへの非感染が証明できる場合、入場を希望する本人の生命にかかわる事情のある場合、裁判所等の強制力のある命令がある場合を除き、一切の入場を認めない。
- ⑥ イベント開催施設従業員、イベント運営スタッフ、及びイベントへの出店者については、イベント開催日前日から起算して連続する 14 日以上検温実績を主催者又は主催者の指定する者へ報告し、主催者の必要な求めに応じて提出する。この検温実績に於いて、最初の 5 日間の平均体温、次の 5 日間の平均体温、最後 4 日間にイベント開催日を足した 5 日間の平均体温の最低値と最高値に 1.0℃以上の差が見られる場合、及び過去 14 日間とイベント開催日を足した 15 日の期間中に連続して 4 日間 37.5℃以上を計測している場合、②～⑤の定めにかかわらず一切の入場を認めない。*3 *4 *5
- ⑦ ⑤⑥の中で規定する 14 日以上検温実績のうち、感染症対策ワクチン等の副反応であると認められる発熱は除外できるものとする。ただし除外とする場合には、ワクチンの接種日と接種機関、及び接種者の氏名がわかる資料を主催者へ提示しなければならない。
- ⑧ 新型コロナウイルスへの既往歴若しくは PCR 検査による陽性歴がある場合、その歴が有症状であったか無症状であったか、及び感染若しくは暴露の状態であったかを問わず、厚生労働省の定める退院基準を満たし、且つ満たした日より 96 時間経過した時点で参加を認める。ただし、発熱、呼吸器症状、その他の自覚症状を有する場合は、厚生労働省の定める基準や、PCR 検査の結果、抗体検査の結果等に関わらず入場を認めない。*6 *7 *8
- ⑨ 主催者、イベント会場従業員等の運営スタッフを含めた全入場者は、別途定める参加者名簿を主催者に提出しなければならない。この名簿は、新型コロナウイルス感染症への感染者がイベントで発生した場合、及びその可能性を疑われる場合のみ使用し、個人情報使用に際する承諾を予め名簿記載時に全参加者より取得し、全入場者は名簿の記載及び提出、また個人情報の使用許諾を拒否できない。*9

(2) イベント開催期間中の検温の実施、及び滞在許可基準

- ① イベント会場従業員、イベント運営スタッフ、及びイベントへの出店者については、イベント開催期間中 2 日目以降も検温を実施する。*10
- ② ①に定める以外の参加者については、参加者の任意にて検温を実施する。但し、イベントスタッフ等が参加者の不調に気が付いた場合等、主催者の判断に於いて臨時的に検温の実施することができる。
- ③ 検温方法及び滞在許可基準については、入場時の検温方法及び入場許可基準に準ずるものとする。
- ④ 万一、滞在許可基準に達しない場合、他者との接触を避け、速やかに退場とする。また、退場日を基準として 14 日以内に新型コロナウイルスへの感染若しくは陽性反応が判明した場合は、できる限り速やかにイベント会場及び主催者へ連絡をするものとし、主催者は全出店者及び全参加者へその事実を通知しなければならない。*11
- ⑤ 主催者は必要に応じて保健所等の担当機関に対して、その調査に協力し、必要に応じて参加者に関する情報を開示する。但し、この情報の開示は、主催者が開示要請に対する妥当性を判断し、場合により個人情報保護法の下に拒否することができる。*12

(3) 夏季等気温上昇時の検温について

- ① 外気温が 30℃を超える等、容易に体温の上昇が考えられる場合に於いては、入場時及び滞在中の検温について、到着後の検温までの時間や 2 回目以降を実施するまでの時間を、検温を担当する者の判断により変更することができる。
- ② 参加者の移動手段が公共交通機関や徒歩による場合が多いときは、本規則で定める検温時の体温規定を主催者の判断により変更することができる。但し、イベント当日の環境を想定し、複数人による検温結果を元にその数値を決定する。

3. 場内での過ごし方

(1) マスクの着用

- ① イベント開催期間中は、原則として主催者及びイベント会場従業員を含む全参加者に原則としてマスクの着用を義務付ける。但し、乳幼児・未就学児、心身の障がい、アレルギーや持病に起因する理由のある場合、就寝中や飲食喫煙中など、着用が困難であると認められる場合は除く。
- ② マウスシールド及びフェイスシールドは、マスクの代用としての使用を認めない。*13
- ③ イベント会場従業員、イベント運営スタッフ、イベント出店者については、例外なくカケンデータに基づく PFE 及び BFE99%以上が証明されたサージカルマスクを着用し、2 日間にわたる使いまわしは不可。*14 *15 *16

(2) 消毒及び洗浄に使用する製品

- ① 手指消毒、専有部分や共有部分に使用する消毒液、及びその他イベント開催期間中に新型コロナウイルス感染症の予防を目的として使用する消毒液については、その有効物質の含有量若しくは濃度が製品製造者若しくは販売者によって製品に表示されていること、及びその有効物質と表示された有効物質の含有量及び濃度が、新型コロナウイルスに対して有効である科学的根拠が確認できるもののみ、消毒液として認める。
- ② 各種の界面活性剤など、その効果に科学的根拠を有するものであっても、その含有量若しくは濃度が明記されていない製品については消毒剤としての利用を認めないが、手洗いや食器洗い等を目的としたせっけん・ハンドソープなどとしての使用を妨げるものではない。
- ③ 消毒及び洗浄に使用する製品の使用については、使用者及びその保護者の責任に於いて使用すること。目的外の使用や使用方法の誤っていることに起因する事故、また特に火気が近接した場所でのアルコール類等の燃性を持つ製品の使用、及び同製品の使用後の火気へ近接することについて十分に気を配ること。

(3) 手洗いおよび手指消毒の実施

- ① 一般的なハンドソープ、せっけんを使用した手洗い、またはアルコール濃度 60v~80vol%のアルコール消毒液等を使用した消毒を推奨、手指からの接触感染を防止する。*17 *18
- ② 主催者及びイベント会場運営者の互いに協力の下、可能な限り共用部分にハンドソープ、アルコール消毒液若しくは次亜塩素酸水を用意する。アルコール消毒液は、60vol%濃度、次亜塩素酸水は 50ppm を目安として推奨するが、次亜塩素酸ナトリウムについては、使用後のアルカリの残留が懸念されるため当社では推奨しない。*17 *18 *19
- ③ 各種素材の衛生手袋、フェイスシールド、マウスシールドの着用は、新型コロナウイルスの感染予防策としては採用しないこと。これは、新型コロナウイルス以外の各種感染症及び各種食中毒、及び怪我等の防止策等、他の目的として使用することを妨げるものではないが、本規則にて定める各事項を遵守した上での着用を認める。また、一度脱衣した衛生手袋は原則として破棄するものとするが、現在入手困難な状況下にあることから、その使用前後に洗浄若しくは消毒可能な衛生手袋専用の一時置き場を用意し、また再着用前の手指消毒及び衛生手袋の消毒を実施することで再利用を認める。
- ④ 全参加者は、自らの手指を消毒可能なアルコール消毒液等を携帯すること。消毒液の原料についてはアルコールに限定しないが、その効果に関する科学的根拠のある物質が、科学的根拠に基づいた濃度が含まれることが明記された製品を使用する。

(4) 消毒の実施

- ① 全参加者は自らの責任に於いて、その専有部分を消毒する努力義務を負う。
- ② 主催者及びイベント施設管理者は、イベント開催施設の共有部分の消毒用として使用する消毒剤を、イベント開催期間中にいつでも使用できる状態で配置すること。対象とする共有

部分は、管理棟、トイレ、風呂、炊事棟、ごみ置き場等の不特定多数の利用者が接触する場所とするが、その場所の選定は主催者及びイベント施設管理者の責任に於いて行い、本規則により定められるものではない。

また主催者及びイベント施設管理者は、配置した消毒剤の残量を定期的に確認及び必要に応じた補給を実施することとし、イベント開催期間中はその担当者を明確な形で任命しなければならない。

- ③ イベント開催施設の効用部分の消毒については、主催者及びイベント施設管理者が、定期的な消毒実施対象物及び消毒実施頻度をイベント開催毎に定め、それに従い実施する。同時に、消毒実施対象物を使用した全参加者は、当該対象物使用前に自らの責任にて、②の定めにより配置された消毒剤を使用して消毒を実施する努力義務を負う。
- ④ イベント出店者は自らの責任に於いて、当該出店者が専有する部分の消毒を実施する義務を負う。物品販売等に於いて、商品等の不特定多数が接触するがその消毒が困難であるものについては、その義務を負わない。ただし、参加者に対し、接触後の手洗いもしくは消毒を呼びかけること。
- ⑤ 日常生活と比較し、より火気が身近となるアウトドアシーンに於いては、アルコールによる共用部の消毒には火災ややけどの危険が高いため、次亜塩素酸水または次亜塩素酸ナトリウムの使用を推奨する。但し、これはアルコールを使用した消毒を妨げるものではない。
- ⑥ 次亜塩素酸水は塩素濃度 50ppm 程度、次亜塩素酸ナトリウムは 0.05% 程度のものを使用する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食作用が強いこと、またアルカリ性であることから残留性が高いため、当社は次亜塩素酸水を推奨する。*19 *20

(5) 歯磨き等*22

- ① 歯磨き等の飛沫が飛散する可能性の高い行動については、屋内共有部での実施を原則として禁止する。
- ② 全参加者は、屋外共有部や専有部であっても、補助や介助、若しくは付き添いの必要性がある場合を除き、単独で行うものとし、何れの場所で行う場合であっても使用後は手指の接触が容易に想像できる箇所の消毒を実施する努力義務を負う。

(6) 人と人の距離（ソーシャルディスタンス／Social Distancing）

- ① 全参加者は、ソーシャルディスタンスを実施するにあたり、基本的に野外にて活動を実施するものとする。但し、家族や同居するパートナー等、日常より同居若しくは同居に近いと認められる関係者同士、及び補助や介助が必要な場合についてはその限りではない。
- ② 全参加者は近接すると認められる特別な事情がない限り、他者との距離を 1m 以上に保つ努力義務を負う。但し、家族や同居するパートナー等、日常より同居若しくは同居に近いと認められる関係者同士、及び補助や介助が必要な場合についてはその限りではない。*23
- ③ 止むを得ず人の集合、混雑、行列が生じる場合、生じた場所及び生じ原因を持つ専有サイ

ト使用者は、その集合、混雑、行列を解消又は整理する義務を負う。また主催者及びイベント開催施設管理者は、その集合、混雑、行列を解消又は整理の指示及び率先して補助しなければならない。

- ④ 人の集合を伴う催し等を実施する場合には、当該催しを主催者の責任に於いて、参加者同士の距離を保つ工夫を行う。また参加者は当該催しの主催者の指示に従わなければならない。

(7) 飲食及び歓談について

- ① 飲食については、単独で行う場合、家族や同居するパートナー等、日常より同居若しくは同居に近いと認められる関係者同士、及び補助や介助が必要な場合を除き、原則として野外で実施する。
- ② 家族や同居するパートナー等、日常より同居若しくは同居に近いと認められる関係者同士、及び補助や介助が必要な場合を除く他者と歓談を伴う飲食を共にする場合、屋外で実施することを原則とすると共に、互いの距離を保つこと、また可能な限り向かい合う形を避ける。
- ③ ①②の定めは、天候や気候等を起因とする、屋内やテント内への退避行動を妨げるものではない。

4. ペット

- (1) 新型コロナウイルスについては、犬や猫でも感染例が報告されると共に、ペットからヒトへの感染報告も確認されている。加えて、国内に於いてペットに対する新型コロナウイルスの感染状況若しくは暴露状況を、イベント開催時に的確且つ容易に判断する手段がない。従ってイベント開催施設に於けるペットの取り扱いとは別に、当規則にてペットの取り扱いについて定める。
- (2) 当社主催のイベントに於いては、イベント開催施設の管理者からの拒絶のあった場合、及び国若しくはイベント開催施設の所在する自治体等から要請があった場合を除き、ペットの種別及びその種における感染報告例の有無に関わらず、ペットを連れての入場を認める。
- (3) ペットの種別を問わず、原則としてリードによってペットの自由を制限しなければならない。リードの装着が不可能な場合は、ケージ等でその自由を制限すること。
- (4) 飼育者及びその家族や同居するパートナー等、日常より同居若しくは同居に近いと認められる関係者以外が、ペットに触れる場合は、接触の前後に於いて接触者の手指及び接触箇所を飼育者の責任の下で洗浄若しくは消毒を実施する。
- (5) 当該規定は、盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬及びそれに類する動物に対しても同等の対応を求めるが、その動物本来の役割を制限するものではない。

5. 連絡先等の提出及びその内容開示

- (1) 全参加者は主催者及びイベント開催施設管理者の求めに応じて、開催イベント毎に規定される参加届へ必要事項を記載の上、提出しなければならない。

- (2) 記載された事項は、原則として別途規定される場合を除き、イベント開催日翌日を起算日として14日以内に新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査や抗体検査などで、感染陽性と診断されたものが現れた場合にのみ、その事実を連絡する手段としてのみ使用する。
- (3) 参加届への記載事項は、新型コロナウイルス感染症に関する対策に使用される場合にのみ、主催者及びイベント開催施設管理者の判断により、開示を請求した自治体、保健所、病院等へ開示することができる。但し、人命にかかわる場合、裁判所命令等の強制力を持つ指示・命令があった場合等、個人情報保護法に定められる開示事由に当てはまる場合はこの限りではない。
- (4) 提出された個人情報は、イベント開催日翌日を起算日として14日間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を目的とするため、個人情報の提出者の求めがあっても削除を行わない。14日を経過した時点で、以降に新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を目的とした用途が見込まれない場合は速やかに削除することを原則とするが、別途プライバシーポリシーを策定し、同意を得られている場合はその限りではない。

6. 注意喚起、警告、並びに退去命令

- (1) 主催者、及びイベント開催施設管理者は、本規則に従わない主催者及びイベント開催施設従業員を含む全参加者に対して、注意喚起及び警告を行うことができる。
- (2) 注意喚起及び警告を発して尚、本規則に従わない場合、主催者及びイベント開催施設管理者、若しくは何れかが指名した者は、本規則に従わない参加者に対し退去命令を発令することができる。
- (3) 退去命令を受けた者は、その退去命令を受けた日時に関わらず、できるだけ速やかにイベント開催施設から退去しなければならない。
- (4) 退去命令を受けた場合、その日時を問わず参加費、出店費など支払った金銭は返還されない。

7. 移動

全参加者は、居住地からの移動の際に、緊急事態宣言等の発令や自粛要請等、移動日の各地の状況を注視する。発令や要請のある場合に限り、買い物等は極力居住地の属する自治体で行い、直接イベント開催施設へ向かうことを努力義務とする。尚、同発令や要請のない場合、イベント開催施設周辺に於ける消費行動や観光を推奨するが、その行動にはマスク着用等の社会的モラルを適用すること。

8. 規則の改訂

- (1) 当規則は、新型コロナウイルス感染症及びその感染防止策や対処策に新しいものが確認された場合、随時改訂し導入する。
- (2) 当規則が改定された場合はREPROLANDのウェブサイト (<https://reproland.jp/>) にて速やかに全文を開示する。

The regulations for holding and managing outdoor events under COVID-19 epidemic
version 2
established: January 16, 2021
modified: October 20, 2021

2021年1月16日
REPROLAND 合同会社

*備考

- *1 1回目及び2回目の計測は、受付時に受付待ちの列や人混みが生じないように速やかに検温を実施するために非接触型の体温計を使用する。
- *2 3回目の検温は、より慎重を期すため、また3回目の検温に列や人混みが生じる可能性は低いことから、接触型の体温計を使用し、検温時間は1分以上とする。
- *3 平均体温の算出期間（5日間）は当社独自によるもの。算出した平均体温の最低値と最高値の差を1.0℃と設定することで、厚生労働省が発熱として定める平熱より1.0℃以上の発熱に相当すると考えられる。
- *4 体温37.5℃の規定は、厚生労働省が「帰国者・接触者相談センター」への相談目安として定める発熱温度。
- *5 4日間37.5℃の規定は、厚生労働省が「帰国者・接触者相談センター」への相談目安として定める発熱温度。
- *6 2021年1月16日現在の退院基準は、有症状者は「発症日から10日間経過、且つ症状軽快後（自然解熱及び呼吸器症状の改善傾向）72時間経過」または「症状軽快後24時間経過した後、24時間以上の間隔をあけて2回のPCR検査で陰性」、無症状者は「検体採取日から10日間」
- *7 厚生労働省が2020年6月20日以前に指針として定めていた退院基準が、2021年1月16日現在の退院基準と比べ、発症日からの経過日数としての基準が96時間長いため、この短縮された期間を自社基準として追加した。
- *8 退院基準を満たしていても自覚症状を有する場合、その症状によっては他者に心理的な不安を与える可能性が高いため、その症状並びに感染能力の有無に関わらず入場を拒否する。
- *9 個人情報の使用許諾にあたり主催者は別途、使用目的と使用項目を規定したプライバシーポリシーを策定しなければならない。
- *10 2日目以降の検温については主催者が行うことは物量的に難しいため、基本的には参加者による任意検温とするが、主催・出店者は必ず行う。
- *11 万一、参加者から感染者／陽性者が発生した場合、速やかにその感染ルート解明及び被害拡大防止のために調査機関に協力する。
- *12 感染半明がイベント開催日から1か月以上経過しているなど、科学的に明らかにイベントの開催と関わりなく感染が発生したと判断される場合などは拒否してもよい。ただし、拒否することにより生命の危機が生じることが明らかな場合はその限りではない。
- *13 豊橋技術科学大学プレスリリース（2020年10月15日）によって、小さな飛沫の吸い込みを防ぐ効果はないこと、また吐出し量についても不織布マスクが20%まで減少させることが確認されているのに対し、マウスシールドは90%、フェイスシールドは80%までしか減少させることができないことが明らかにされている。
- *14 カンテータ＝一般財団法人カケンテストセンターによって発行されたもの。マスク工業会加盟社製品においては、（一財）カケンテストセンターでのテストデータを記載していることが多数であるため採用した。
- *15 PFE（微粒子ろ過効率）とは約0.1μmの微粒子をどの程度ろ過できるかを示す値。
- *16 BFE（バクテリアろ過効率）とは約0.3μmの細菌を含む粒子をどの程度ろ過できるかを示す値。
- *17 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)によると、ハンドソープで10秒間のみ洗い後、流水での15秒間のすすぎで付着ウイルスが1/10,000に、これを2セット繰り返すと1/1,000,000になるとされている。
- *18 WHOのガイドラインとしてアルコール濃度60～80vol%が推奨されています。日本薬局方に於いては76.9～81.4vol%が推奨されていますが、消防法に於いてアルコール濃度60wt%以上は危険物とされるため80ℓ以上の保管には届け出が必要であり、且つ一般の宅配便で配送ができない。北里研究所によって50%濃度以上で新型コロナウイルスに効果があると実証されているため、主催者が用意をする場合は、より扱いやすいアルコール濃度60vol%程度を推奨します。
- *19 NITE（製品評価技術基盤機構）によると35ppmにて新型コロナウイルスに有効とされている。また厚生労働省配布資料に於いては、57ppmの次亜塩素酸水に於いて、食品等へ影響はないとの実証結果が明記されている。
- *20 厚生労働省の指針にて0.05%と記載。
- *21 衛生手袋の着用については、各自治体、保健所等の衛生手袋についての着用指針を正しく理解した上で使用する。
- *22 2020年12月に沖縄県内の事業所に於いて同一箇所と同時に複数人が歯磨きを実施したことが原因と見られるクラスターが発生している。
- *23 理化学研究所によるスーパーコンピュータによる解析では、飛沫は1mまで飛散しその後乱流拡散する。このため1m以上の実距離を保つことが効果的であると考えられる。
- *24 イタリア・パドヴァ大学研究チームにて、ペットの犬540頭、猫277頭に対するPCR検査実施の結果、陽性は0だったものの、抗体検査に於いて犬で3.4%、猫で3.9%が要請を示した。